



お金・支援のはなし



Money

妊娠・出産で受けられるお金・支援

とよなか出産応援金 ※詳細はPG参照 (国の出産・子育て応援給付金)

妊婦健診や出生時の通院交通費、育児用品などの出産準備を応援

- 対象者** 豊中市に妊娠届を行い保健師などの面談を受けた妊婦
- 支援内容** 妊娠1回あたり5万円
- 窓口** こども未来部 はぐくみセンター およこ保健課
すこやかプラザ1F ☎06-6858-2800 受付 9:00~17:00(土日祝休日、年末年始除く)

助産制度

経済的な理由で、入院助産が受けられない妊婦さんをサポート
必ず事前にご相談ください。

- 対象者** 生活保護世帯等の経済的理由により入院助産を受けるのが困難な豊中市に住民票がある妊婦。**制度の利用にあたっては、窓口での事前相談が必要です。**
- 窓口** こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00~17:15(土日祝休日、年末年始除く)
- 必要書類** 助産施設入所申込書(窓口にあります) / 母子健康手帳 / 休日夜間受診票 / 生活保護受給証明書(直近のもの)

出産育児一時金

各種健康保険に加入していれば入院・分娩費50万円が受け取れる

- 対象者** 健康保険加入者(共済含む) ※家族の扶養に入っている場合もその健康保険から支払われます。
※産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産の場合は48万8,000円が支給されます。
※妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。
- 申請** 原則は産院が健康保険から直接支給されるので申請する必要はありません。
下記申請が必要な場合は、各健康保険の窓口から申請してください。
申請が必要な場合：(1) 海外で出産した時
(2) 直接支払制度を利用しなかった時
(3) 直接支払制度を利用し、出産費用が出産育児一時金を下回った時

妊婦健康診査費用の助成

母子健康手帳と一緒に発行される妊婦健康診査受診券で妊婦健康診査の費用の一部を公費で負担

- 対象者** 豊中市に住民票があり医療機関で妊娠の確定を受けた人(妊婦健康診査受診券16枚 / 多胎妊婦は5枚追加交付)
※妊婦健康診査受診券は、大阪府内の医療機関等でのみ使用可能です。
※大阪府外の医療機関等で受診した場合は自己負担になりますが、後日申請により受診券の範囲内で払い戻しができます。

産婦健康診査費用の助成

母子健康手帳と一緒に発行される産婦健康診査受診券で産婦健康診査の費用の一部を公費で負担

- 対象者** 豊中市に住民票がある産婦(産婦健康診査受診券2枚)
※産婦健康診査受診券は、大阪府内の医療機関等でのみ使用可能です。
※大阪府外の医療機関等で受診した場合は自己負担になりますが、後日申請により受診券の範囲内で払い戻しができます。

高額療養費

妊産婦でも健康保険が適用される場合がある

妊娠・出産は病気ではないので通常は健康保険は適用されませんが、帝王切開・妊娠悪阻・切迫流産などで保険適用になる場合があります。自己負担限度額(所得等によって異なる)を超えた場合は高額療養費制度の対象となります。

- 対象者** 帝王切開・妊娠悪阻・切迫流産などに対する健康保険適用内の治療を受けた妊産婦
- 窓口** 各健康保険の窓口 ※必要書類は各健康保険の窓口におたずねください。

※在住とは、日常的に居住実態があることを言います。



妊娠・出産で受けられるお金・支援

医療費控除(確定申告)

妊娠・出産にかかった費用も、確定申告の医療費控除の対象

10万円を超える医療費は、確定申告の控除対象です。医療費には妊娠・出産にかかった費用、例えば入院費・分娩費・通院のための交通費・陣痛タクシー代・処方薬代なども該当します。

- 対象者** 家族全員(※1)の医療費合計(※2)が総所得金額等の5%または10万円を超える場合
- 窓口** 豊能税務署 ※必要書類は確定申告に必要な書類に準じます。

※1 自己または、生計を共にする配偶者やその他の親族
※2 支払った医療費の額から受け取った手当金・納付金(出産育児一時金)を差し引いた金額

新生児聴覚検査費用の助成

母子健康手帳と一緒に発行される新生児聴覚検査受検票で新生児聴覚検査の費用の一部を公費で負担

- 対象者** 豊中市に住み票がある生後2か月未満の乳児
※受検票は、大阪府内の医療機関または助産所でのみ使用可能です。ただし、大阪府外の医療機関等で受検した場合は自己負担になりますが、後日申請により受検票の範囲内で払い戻しができます。

受検方法 生まれた医療機関・助産所で入院中に受検してください。
※生まれた医療機関・助産所が検査を行っていない場合は、生まれた医療機関・助産所または保健センターにご相談ください。

こども未来部
はぐくみセンター およこ保健課

豊中市 新生児聴覚検査

未熟児養育医療給付

入院治療が必要な未熟児に対して、入院医療費を公費で負担

詳細は豊中市のホームページから「未熟児養育医療給付申請の手引き」をダウンロードして、ご確認ください。

入院治療を始めてから3週間以内に申請してください。2か月を越えた場合は、申請日の2か月前までに受けた治療については対象外となります。また、退院後の申請はできません。

- 対象者** 豊中市在住の乳児で、指定養育医療機関で入院養育が必要な未熟児と認められた乳児 ※豊中市の指定医療機関は市立豊中病院。その他、全国の指定医療機関でも可

申請者 本人の扶養義務者 ※保護者のうち収入の多い方

窓口 こども未来部 はぐくみセンター およこ保健課 保健企画係
すこやかプラザ1F 中部保健センター ☎06-6858-2800
受付 9:00~17:00(土日祝休日、年末年始除く)

給付内容 入院治療における健康保険適用の診察・医学的処置・治療などが対象です。

こども未来部
はぐくみセンター およこ保健課

豊中市 養育医療

不妊・不育症に対する医療費助成及び相談窓口

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず妊娠の見込みがない、あるいは極めて少ないと医師に判断されている(不妊)、または、妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持っていない(不育)ご夫婦に対する支援です。

問い合わせ先
こども未来部 はぐくみセンター およこ保健課 保健企画係
☎06-6858-2800
すこやかプラザ1F 中部保健センター
受付 9:00~17:00(土日祝休日、年末年始除く)

不妊症治療費等に対する助成

令和4年4月1日以降に、保険診療で行った不妊治療検査などの費用の自己負担分を1年度につき5万円まで助成します。

豊中市 不妊症治療

不育症治療費等に対する助成

2回以上の流産や死産などの不育症に悩むご夫婦に対して、医療保険が適用されない治療や検査などに要した費用の一部を公費で助成しています。
※対象となる検査・治療は限定されますので、詳細は豊中市のホームページでご確認ください。

豊中市 不育症治療

不妊・不育症相談窓口

● 豊中市相談窓口 ☎06-6858-2293
保健師・助産師による電話相談。

● 不妊症・不育症オンライン専門相談
産婦人科医師による個別相談。 **豊中市 不妊不育** (オンライン・30分)

● おおさか性と健康の相談センター

☎06-6910-1310 おおさか性と健康の相談センター
面接相談、電話相談のほか、講座・セミナーなども開催しています。

子育て世帯が受けられるお金・支援

とよなか子育て応援金 (国の出産・子育て応援給付金)

健診や健診時の交通費、子育て支援サービス(産後ケア・家事サービス・一時保育)などの利用を応援

児童手当

子ども(0歳～中学3年生)の養育者に対する助成

詳細確認・請求書類のダウンロードは
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 児童手当

- 対象者** 豊中市に出生届を行い、本市の訪問事業(新生児訪問・こんには赤ちゃん事業)による面談を受けた児童の養育者 ※新生児訪問、こんには赤ちゃん事業の詳細はP16参照
- 支援内容** 対象児童1人あたり5万円
- 窓口** こども未来部 はぐくみセンター こども支援課
すこやかプラザ2F ☎090-3676-1881 受付 9:00～17:00(土日祝休日、年末年始除く)

児童手当を受けるには、児童手当・特例給付認定請求をし、認定されなければなりません。

- 請求者** 中学校修了前までの子どもを監護し、生計を同じくする豊中市に住民票がある父母など ※世帯中所得の高い方が請求者 ※子どもが別居している場合も対象
- 窓口** こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2269 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)
郵送申請も可 〒561-8501 中樫塚3-1-1 豊中市役所 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
- 必要書類**
 - 児童手当・特例給付認定請求書:出生・転入などにより、新たに児童手当を請求する場合 請求者名義の振込口座の分かるもの、請求者及び配偶者の個人番号が分かるものが必要です。
 - 額改定請求書:既に手当を受けている人が、第二子以降の出生などで養育する子どもが増えた場合 ※請求書類は、豊中市役所 こども未来部 子育て給付課 窓口、新千里・庄内出張所で配布しているほか、豊中市のホームページからダウンロードできます。

申請と支給開始時期 認定されると、申請月の翌月分から支給されます。誕生日や前市での転出予定日が月末の場合、該当日の翌日から15日以内の申請であれば、該当日の翌月から支給されます。

※認定には約2か月かかります。「認定通知書」又は「却下通知書」が届きます。
※郵送申請の場合、申請日は請求書が市役所に到着した日になります。ご注意ください。

手当の額	子どもの年齢	0～3歳未満			3歳～小学校修了前		中学生
		一律	第1子・第2子	第3子以降	一律		
所得制限限度額内の方(月額)	15,000円 /人	10,000円 /人	15,000円 /人	10,000円 /人	10,000円 /人		
所得制限限度額以上の方(月額)		5,000円 /人 ※特例納付の所得制限限度額以上の方0円					

※児童手当は、6月が更新月であり、翌年の5月までを1年度として認定します。
※所得対象は、前年の1月～12月までの合計所得です。
※子どもの数は、満18歳の3月31日までの間にある児童から第1子・第2子・第3子と数えます。
※中学生とは、満12歳の4月1日から満15歳の3月31日までの間にある児童をさします。

【所得制限限度額】

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	それ以上
所得制限額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円	扶養1人につき 38万円加算
特例給付の所得制限額	858万円	896万円	934万円	972万円	1,010万円	

※所得とは 自営業の方 / 収入から必要経費を差し引いた額(確定申告の総所得金額)
給与の方 / 源泉徴収票の給与所得控除後の金額(給与収入ではありません)

まずは「子ども医療証」を申請してください。医療機関で「子ども医療証」と「健康保険証」を提示すると、助成を受けることができます。

- 対象者** 健康保険の資格があり、豊中市に住民票がある18歳到達後最初の3月31日までの方【右記の方は対象外】
 - 生活保護世帯の方
 - ひとり親家庭医療証をお持ちの方
 - 障害者医療証をお持ちの方

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 / 庄内出張所 / 新千里出張所
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2269 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)
郵送申請も可 〒561-8501 中樫塚3-1-1 豊中市役所 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

子ども医療費の助成

0歳～18歳までの医療費の一部を助成 ※18歳到達後最初の3月31日まで

詳細確認・申込書類のダウンロードは
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 子ども医療費助成



子育て世帯が受けられるお金・支援

- 必要書類**
 - 子ども医療費助成(医療証交付)申込書
※上記申込書は、豊中市役所 こども未来部 子育て給付課窓口、庄内・新千里出張所で配布しているほか、豊中市のホームページからダウンロードできます。
 - 健康保険証(対象となる子どもの氏名が記載されているもの)
 - 被保険者の個人番号が分かるもの(個人番号カードなど)

助成開始日 出生の場合は誕生日から、転入の場合は転入日から助成を受けることができます。
次の場合は「子ども医療証」をご返却ください。
1)豊中市を転出する時 2)生活保護を受けるようになった時 3)障害者医療費助成を受けるようになった時 4)ひとり親家庭医療費助成を受けるようになった時 5)死亡した時

- 助成内容**
 - 医療機関等で受診した(通院・入院)場合、医療費(保険診療の患者負担分)から一部自己負担額(医療機関等ごとに1日につき500円)を差し引いた額
※大阪府内で診療を受ける場合は、健康保険証と子ども医療証を提示し、一部自己負担金を支払ってください。ただし、一部自己負担金が必要となるのは1か月あたり2日まで。3日目以降は不要です。
※大阪府外で診療を受ける場合は、子ども医療証が使用できないので、全額自己負担となりますが、後日、払い戻し請求することができます(月単位で請求)。その際、保険点数が記載された領収書が必要となるので、大切に保管しておいてください。
 - 院外処方箋により保険薬局で支払う薬代
 - 健康保険の適用が認められた後の補装具・弱視治療用眼鏡の患者負担分(小児弱視は9歳未満)
 - 未熟児養育医療などにかかる養育者負担額から一部自己負担額を差し引いた額

幼児教育・保育の無償化

3歳～小学校就学前までの子どもにかかる幼児教育・保育の施設利用料が基本的に無償になる

「豊中市 教育・保育施設等利用のご案内」のダウンロードは
こども未来部 子育て給付課 入所入園係

豊中市 教育・保育施設等利用

多子世帯の保育料の軽減 副食費の免除

幼稚園や保育所(園)、認定こども園などを利用する場合、第2子以降の保育料が軽減される

詳細確認・申込書類のダウンロードは
こども未来部 子育て給付課 入所入園係

豊中市 利用者負担額

- 対象者**
 - 豊中市在住(または、転入予定)の3歳～小学校就学前までの幼稚園・認定こども園・保育所(園)に通う子ども
 - 豊中市在住(または、転入予定)の0～2歳児クラスまでの子どもで、保育の必要性がある非課税世帯

窓口 利用中または利用予定の保育施設 ※申請方法や必要書類なども各施設へ。

- 内容**
 - 保育の必要性があると認定を受けた子ども(3～5歳)
 - 1)幼稚園・認定こども園・保育所(園)の保育料が無償になります。
 - 2)幼稚園・認定こども園(1号認定)の預かり保育料を支援します。(上限あり)
 - 3)認可外保育施設などの利用料を支援します。(上限あり)
 - 保育の必要性があると認定を受けた非課税世帯の子ども(0～2歳)
 - 1)保育所(園)・認定こども園の保育料が無償になります。
 - 2)認可外保育施設の利用料を支援します。(上限あり)
 - 保育の必要性があると認定を受けていない子ども(3～5歳)
 - 1)幼稚園・認定こども園(1号認定)の保育料が無償になります。

- 対象者** 保育料…子どもが2人以上いる世帯の第2子以降の0～2歳児対象
副食費…小学3年以下のきょうだいから数えて3人目以降の子ども 3～5歳児対象
※ひとり親世帯、在宅障害者世帯及び所得による免除あり

窓口 こども未来部 子育て給付課 入所入園係 豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2252 / 2253 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)
郵送申請も可 〒561-8501 中樫塚3-1-1
豊中市役所 こども未来部 子育て給付課 入所入園係

内容 保育料
年齢の高い順に、2人目以降は無償になります。

副食費 ※1号認定、2号認定など「支給認定」についての詳細は、P36をご参照ください。

- 対象の子どもが1号認定の場合
市民税所得割額が77,100円以下の場合並びに、77,101円以上で小学3年生のきょうだいから数えて第3子以降は免除になります。





子育て世帯が受けられるお金・支援

- **対象の子どもが2号認定の場合**
市民税所得割額が57,700円未満の場合並びに、57,700円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降は免除になります。
- **対象の子どもが2号認定(ひとり親または障害者(児)世帯)の場合**
ひとり親または、在宅障害者(児)世帯で、市民税所得割額が77,100円以下の場合並びに、77,101円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降は免除になります。

必要書類 該当事由によって異なります。詳細はホームページでご確認ください。

対象者 豊中市在住^{*}で小学校、中学校または義務教育学校に在籍する子どもがいる世帯
※所得制限ほかあり

窓口 電子申込

- 必要書類**
- 保護者名義の振込先が分かるもの(預金通帳など)
 - その他証明書類 ※世帯状況により異なります。

援助額 援助額(支給額)は、子どもの学年、人数、申込日、家庭の状況によって異なります。
詳細は、豊中市のホームページをご確認ください。

対象者 豊中市在住^{*}で、来年度から小学校または義務教育学校に入学予定の子どもがいる世帯
※所得制限ほかあり

窓口 電子申込

- 必要書類**
- 保護者名義の振込先が分かるもの(預金通帳など)
 - その他証明書類 ※世帯状況により異なります。

援助額 1人あたり63,100円(令和5年度入学者)
詳細は、豊中市のホームページをご確認ください。

対象者 18歳未満の子どもがいる世帯

窓口 専用のホームページから登録または、往復ハガキでも申し込みめます。
※往復ハガキの往信裏面に、保護者の氏名(ふりがな)・住所・電話番号・生年月日・最年少のお子様の生年月日と、返信宛名面に保護者の住所と名前を記入して下記住所へ。
まいど子どもカード・緑ジョイバス事務局
〒572-0048 寝屋川市大利町10-10 小林ビル1F

助成内容 登録するとダウンロードできる(往復ハガキで申し込んだ場合は返信されてくる)シンボルマークを協賛店で提示するだけで、さまざまなサービスが受けられます。
協賛店は、専用のホームページから検索してください。

※ダウンロードされるマークには期限が表示されます。



就学援助制度

小学校、中学校または、義務教育学校に就学するための費用(学用品費や給食費など)を援助

詳細確認・電子申込は
教育委員会事務局
学務保健課 学務保健係

豊中市 就学援助



新入学児童学用品費の支給

就学援助制度の一環。来年度4月から小学校または義務教育学校の1年生になる子どもにかかる新入学児童学用品費を援助

詳細確認・電子申込は
教育委員会事務局
学務保健課 学務保健係

豊中市 新入学児童学用品費



関西子育て世帯応援事業「まいど子どもカード」

大阪府内8,400店以上、府外でも協賛店で割引などのサービスが受けられる

詳細確認・申し込み・協賛店の検索は
まいど子どもカード

まいど子どもカード



Money

ひとり親家庭が受けられるお金・支援

児童扶養手当

ひとり親の生活安定のための支援

必ず事前にご相談ください。

詳細確認は
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
豊中市 児童扶養手当



ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の子どもと、
親または養育者の医療費を助成

必ず事前にご相談ください。

詳細確認は
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
豊中市 ひとり親家庭医療

申請するためには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対象者 次のいずれかに当てはまる児童(0~18歳の3月31日まで)を扶養しているひとり親、または父母に代わって児童を養育している方
※下記の状況にあっても付帯する状況によっては対象外になる場合もあります。
(1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父または母が死亡した児童
(3) 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
(4) 父または母の生死が明らかでない児童 (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
(6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 (7) 母が婚姻によらないで出産した児童
(8) 父または母がDVにより裁判所からの保護命令を受けた児童

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2329 受付 9:00~17:15(土日祝休日、年末年始除く)

- 必要書類**
- 児童扶養手当認定請求書 ※申請時にこども未来部 子育て給付課 家庭給付係窓口でお渡します。
 - 請求者と対象児童の関係が確認できる戸籍謄本 ※発行1か月以内のもの
 - 請求者と対象児童の健康保険証
 - 請求者名義の振込先が分かるもの(預金通帳など)
 - その他必要な書類 ※詳細は、事前相談でご案内します。

申請と支給開始時期 認定されると、請求月の翌月分から支給されます。支払いは年6回(奇数月)2か月分の手当が、指定した請求者の口座に振込まれます。

助成内容 手当の額は請求者に加え配偶者及び扶養義務者(請求者と同居している父母兄弟姉妹など)の前年の所得によって、全部支給、一部支給、全部停止(支給なし)が決まります。
※所得制限についての詳細は、窓口または、豊中市のホームページでご確認ください。

対象児童数	1人	2人	3人以上
全額支給の方(月額)	44,140円	10,420円を加算	1人増えるごとに6,250円を加算
一部支給の方(月額)	44,130円~ 10,410円	10,410円~ 5,210円を加算	1人増えるごとに 6,240円~3,130円を加算

支給額の計算式は、物価スライド制を採用しているため変動します。詳細は窓口にお問い合わせください。

【所得制限限度額】

扶養家族数	0人	1人	2人	3人	それ以上
母・父または養育者の場合	192万円	230万円	268万円	306万円	扶養1人につき 38万円加算
扶養義務者の場合	236万円	274万円	312万円	350万円	

助成を受けるためには「ひとり親家庭医療証」の申請が必要です。児童扶養手当と同様に窓口へ事前相談にお越しください。

対象者 上記「児童扶養手当」の対象児童とその親並びに養育者
※所得制限は児童扶養手当に準ずる。 ※そのほか条件あり。

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2329 受付 9:00~17:15(土日祝休日、年末年始除く)

必要書類 ● 上記「児童扶養手当」同様

助成内容 ● 医療機関等で受診した(通院・入院)場合、医療費(保険診療の患者負担分)から一部自己負担額を差し引いた額 ※一部自己負担額は、医療機関等ごとに1日につき500円
※大阪府内で診療を受ける場合は、健康保険証とひとり親家庭医療証を提示し、一部自己負担金を支払ってください。ただし、一部自己負担金が必要となるのは1か月あたり2日まで。3日目は不要です。
※大阪府外で診療を受ける場合は、ひとり親家庭医療証が使用できないので、一旦自己負担いただいて、後日、子育て給付課に払い戻し請求してください(月単位で請求)。その際、保険点数が記載された領収書が必要となるので、大切に保管しておいてください。

- 院外処方箋により保険薬局で支払う薬代
- 健康保険の適用が認められた後の補装具の患者負担分



ひとり親家庭が受けられるお金・支援

自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の収入を安定させるため、就職に有利な資格や技能の習得を支援

必ず事前にご相談ください。

詳細確認は
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

豊中市 ひとり親家庭への支援

給付金を受け取るには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対象者 豊中市に住民票があり、児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

支援内容 指定された教育訓練を受講する場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。
※支給額は、雇用保険の教育訓練給付の種類と、受講資格の有無により異なります。

【高等職業訓練促進給付金とは】

教育訓練の中でも、「看護師」「保育士」「理学療法士」「作業療法士」などの高等技能を必要とする資格取得のための教育を受ける方を支援する制度です。

支援内容 1年以上養成機関で修業する場合、3年間給付金を支給します。
※支給額は、市民税非課税世帯なら月額100,000円。課税世帯なら月額70,500円。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の母または父及び寡婦の生活を安定させるため、目的に応じて資金を貸与

必ず事前にご相談ください。

資金貸付を受けるには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対象者 豊中市に住民票があるひとり親家庭の母または父、寡婦

※償還能力のある連帯保証人が必要です。

【貸付の対象となる主な資金】 修学資金・就学支度資金など

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

JR通勤定期乗車券割引制度

ひとり親家庭の生活費負担を軽減させるため、JR通勤定期を3割引で購入できる支援制度

対象者 児童扶養手当の支給を受けている方及び、同世帯の方

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2329 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

支援内容 申請(認印、児童扶養手当証明書、写真などが必要)、承認後発行される証明書を定期購入時に提示すると、3割引で購入することができます。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ヘルパーの派遣とファミリー・サポートの利用を補助

必ず事前にご相談ください。

利用するには、事前登録が必要です。※ファミリー・サポート・センターにも登録が必要です。

対象者 通学や通勤、病気や事故などで一時的に生活支援を必要としているひとり親家庭の方

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

利用区分	子育て支援 (ファミリー・サポート・センター利用料の補助)	生活援助 (ヘルパー派遣)
利用者負担額 (1時間あたり)	0～150円	0～300円

補助を受けるには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対象者 豊中市在住で、申請時にひとり親などで、次の要件を満たす方

- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有している。
- (2) 養育費の取り決め対象となる20歳未満の児童を現に扶養している。
- (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。
- (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費保証契約に関する補助金を交付されていない。

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

支援内容 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料の負担額を補助します。
※上限5万円

養育費保証契約の補助

養育費を保証する保証会社との手続きや契約時の保証料を補助

必ず事前にご相談ください。

公正証書・調停調書等 作成費用の補助

養育費を得るために必要となる書類の取得に係る費用を補助

必ず事前にご相談ください。

補助を受け取るには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対象者 豊中市在住で、申請時にひとり親などで、次の要件を満たす方

- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有している。
- (2) 養育費の取り決めに係る費用を負担している。
- (3) 養育費の取り決め対象となる20歳未満の児童を現に扶養している。
- (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない。

窓口 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎3F ☎06-6858-2767 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

支援内容 公証役場での手数料や家庭裁判所での書類取得費用(収入印紙代、郵便切手代など)を補助します。※上限3万円

養育費確保のための 弁護士費用補助

養育費確保のために強制執行等を行う場合の弁護士費用を補助

必ず事前にご相談ください。

補助を受け取るには、事前相談が必要です。まず、窓口へお越しください。

対象者 豊中市在住で、申請時にひとり親などで、次の要件を満たす方

- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義(強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書、判決または和解調書)を有している。
- (2) 養育費の不払いにより受け取れていない債権がある。
- (3) 養育費の取り決め対象となる20歳未満の児童を現に扶養している。
- (4) 豊中市立母子父子福祉センターが実施する「ひとり親家庭弁護士相談」を受け、養育費の回収が見込めること。
- (5) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め弁護士費用に関する補助金を交付されていない。

窓口 豊中市立母子父子福祉センター(地域共生センター内) ※令和5年5月現在仮移転中
中桜楼2-28-8 ☎06-6852-5160 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

支援内容 着手金、実費等養育費請求等に必要の弁護士費用を補助します。※上限15万円

国民健康保険料の 特別減額制度

所得が260万円以下の場合
母子減免として、国民健康保険料が15%減額

対象者 豊中市在住で、申請時にひとり親などで、次の要件を満たす方

- (1) 前年中の世帯の所得が260万円以下。
- (2) 20歳未満の子どもを養育している。

窓口 健康医療部 保険相談課 保険加入係/庄内出張所/新千里出張所
豊中市役所第二庁舎2F ☎06-6858-2301 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

支援内容 国民健康保険料が15%減額されます。※令和6年4月から廃止

国民年金保険料の 免除・猶予制度

経済的に困難な場合、
国民年金保険料の納付が免除(全額または一部)・猶予

対象者 豊中市在住で、次の要件を満たす方

- (1) 国民年金第1号被保険者。
- (2) 本人・世帯主の前年所得が一定額以下の場合。

窓口 健康医療部 保険相談課 国民年金係/庄内出張所/新千里出張所
豊中市役所第二庁舎2F ☎06-6858-2264 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

支援内容 国民年金保険料の免除(全額または一部)・猶予となります。
※審査は日本年金機構が行う。 ※免除・猶予制度の年度は7月から翌年の6月まで

- 必要書類**
- 年金手帳または、基礎年金番号通知書
 - 本人確認書類
 - 失業が理由の場合は、雇用保険被保険者離職票または、雇用保険受給資格者証

その他

「ひとり親家庭のしおり」のダウンロードは

豊中市 ひとり親家庭のしおり

ほかにもさまざまな支援があります。詳しくは「ひとり親家庭のしおり」をご覧ください。
※「ひとり親家庭のしおり」は豊中市のホームページからダウンロードできます。

【その他のひとり親家庭支援】

- 高等学校卒業程度認定試験合格支給給付金
- 子育て短期支援事業
- 固定資産税・都市計画税の免除
- 母子生活支援施設への入所 など

障害及び特定疾病をもつ子どもが 受けられるお金・支援

特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の方を養育している人への手当

詳細確認は
福祉部 障害福祉課 給付支援係

豊中市 特別児童扶養手当

対象者 豊中市に住民票があり、身体障害者手帳1～3級、4級の一部、知的障害の重度・中度または、診断書で基準を満たす20歳未満の児童を養育している方 ※所得制限ほかあり

窓口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2232 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

- 必要書類**
- 請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本 ※請求書提出日から1か月以内に発行されたもの
 - 身体障害者手帳、療育手帳、所定の診断書のいずれか ※診断書の作成日は届出月又はその前月中のもの
 - 請求者名義の銀行通帳 ● 個人番号が分かるもの
 - 請求者・窓口に来られる方の本人確認書類 ※請求者のご家族以外の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。

助成内容 認定されると、請求月の翌月分から年3回、4月、8月、11月に支払われます。
1級：対象児童1人につき月額 53,700円 2級：対象児童1人につき月額 35,760円
※等級は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に定める等級です。

障害児福祉手当

障害があり、常時介護が必要な20歳未満の方への手当

詳細確認は
福祉部 障害福祉課 給付支援係

豊中市 障害児福祉手当

対象者 豊中市に住民票があり、身体障害者手帳1級か2級の一部、または療育手帳Aのうち最重度等、あるいはそれらと同等程度と認められる20歳未満の児童で、常時介護を必要とする方 ※施設に入所している場合は対象外となります。 ※所得制限ほかあり

窓口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2232 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

- 必要書類**
- 身体障害者手帳または療育手帳
 - 所定の診断書 ※手当認定の審査に診断書が必要な方のみ
 - 請求者名義の銀行通帳 ● 個人番号のわかるもの
 - 請求者・窓口に来られる方の本人確認書類 ※請求者のご家族以外の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。

助成内容 認定されると、請求月の翌月分から年4回、2月、5月、8月、11月に支払われます。
対象児童1人につき月額 15,220円

大阪府重度障がい者 在宅生活応援制度

大阪府内在住の重度身体障害・知的障害のある方を介護している方への手当

対象者 大阪府に住民票があり、身体障害者手帳1級か2級と療育手帳Aを併せもつ重度障害者(児)を介護している方
※施設または病院に入所、入院している方、特別障害者手当を受給している方は対象外です。

窓口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2232 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

- 必要書類** ● 身体障害者手帳と療育手帳 ● 介護者名義の銀行通帳

助成内容 認定されると、請求月分から年4回、1月、4月、7月、10月に支払われます。
1人につき月額 10,000円

この助成を受けるには、「障害者医療証」が必要です。まずは、「障害者医療証」の交付を申請してください。医療機関で「健康保険証」と「障害者医療証」を提示すると助成が受けられます。
※18歳到達後最初の3月31日までは「子ども医療証(P58)」をご利用ください。

対象者 豊中市在住で、健康保険に加入しており、以下のいずれかに該当する方 ※所得制限あり

- (1) 身体障害者手帳1級または2級を所持
- (2) 療育手帳Aを所持
- (3) 療育手帳B1と身体障害者手帳を併せて所持
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持
- (5) 特定医療費(指定難病)受給者証もしくは特定疾患医療受給証を所持し、障害年金(特別児童扶養手当)1級に該当(市が指定する障害認定医より障害年金1級相当の認定を受けた人も対象)

窓口 保険給付課 給付係/庄内出張所/新千里出張所
豊中市役所第二庁舎2F ☎06-6858-2295 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

助成内容 医療機関等で受診した(通院・入院)場合、医療費(保険診療の患者負担分)から一部自己負担額を差し引いた額 ※一部自己負担額は、医療機関等ごとに1日につき500円
※1か月間に一部自己負担金の合計が3,000円を超えた場合は、超えた分を請求することができます。

障害者医療費助成制度

重度障害者の健康保持と福祉の増進を目的に、重度障害者の医療費を一部助成

詳細確認は
健康医療部 保険給付課 給付係

豊中市 障害者医療費助成

小児慢性特定疾病 医療費助成

国が定める特定疾病をもつ子どもの医療費の一部を公費で負担

詳細は豊中市のホームページから「小児慢性特定疾病医療費助成制度利用の手引き」をダウンロードしてご確認ください。
こども未来部 およこ保健課 保健企画係

豊中市 小児慢性特定疾病

自立支援医療費 「育成医療」

手術などの治療を受けることで障害が軽減される場合の医療費を助成

「精神通院医療」

心身の障害を除去・軽減するための医療費を助成

詳細確認・申請書類のダウンロードは
福祉部 障害福祉課 給付支援係

豊中市 自立支援医療

大阪府障害者扶養共済

掛け金を納めることで、障害者(児)の保護者が死亡等した場合、年金が支払われる保険制度

その他

「障害者福祉の手引き」のダウンロードは

豊中市 障害者福祉の手引き



障害及び特定疾病をもつ子どもが受けられるお金・支援

この制度は、申請日以降に行われた治療等が対象となりますので、早めに申請しましょう。

対象者 国が定める認定基準(疾病の状態の程度)に該当する豊中市在住の18歳未満の子ども ※認定基準は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。

申請 必要書類をご提出ください。書類審査後、承認された場合は、「受給者証」と「小児慢性特定疾病医療費自己負担上限額管理票」をお届けします。
※申請には「指定医」による「小児慢性特定疾病医療意見書」が必要となります。「指定医」及び申請書類などの詳細は、ホームページでご確認ください。
※審査・承認には、書類などに不備がない場合でも2か月程度かかります。ご了承ください。

窓口 こども未来部 およこ保健課 保健企画係
すこやかプラザ1F 中部保健センター ☎06-6858-2800
受付 9:00～17:00(土日祝休日、年末年始除く)

助成内容 認定を受けた小児慢性特定疾病やそれに付随する傷病において、指定医療機関で受けた治療・投薬・訪問看護費用のうち、健康保険適用のものが対象となります。

「育成医療」「精神通院医療」いずれの場合も、事前申請が必要です。また、指定自立支援医療機関で医療を受ける必要があります。

対象者 豊中市に住民票がある方 ※所得制限あり
【育成医療】身体に障害がある、または将来障害が残ると判断され、治療によって確実な効果が期待される18歳未満の方
【精神通院医療】うつ病、統合失調症、てんかん、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、その他精神疾患や知的障害などを有し、継続して通院治療を必要とする方

窓口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2746(育成医療) ☎06-6858-2231(精神通院医療)
受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

- 事前申請必要書類**
- 指定自立支援医療機関で作成された意見書(診断書) ※所定の様式のもの
 - 健康保険証の写し ※生活保護受給者は不要
 - 申請書 ※精神通院医療の場合は、同意書も必要です。
 - マイナンバー(個人番号)のわかるもの

助成内容 一部自己負担額の一部以外を公費で負担します。
※課税状況等に応じて上限月額が決められています。

加入条件 身体障害者(身体障害者手帳1～3級)、知的障害者もしくは精神障害者または同程度の永続的な障害のある人の保護者であり、以下の要件を満たしている方
(1) 大阪市・堺市を除く府内に在住している (2) 65歳未満である (3) 特別な病気がない

窓口 福祉部 障害福祉課 給付支援係 ※庄内・新千里出張所では受け付けていません。
豊中市役所第二庁舎1F ☎06-6858-2232 受付 9:00～17:15(土日祝休日、年末年始除く)

- 事前申請必要書類**
- 加入等申込書
 - 障害者福祉の手引き
 - 申込者及び障害者の住民票
 - 年金管理者指定届書
 - 申込者告知書
 - 加入同意書

助成内容 年金額は、1口あたり月20,000円で障害者1人につき加入者1人2口まで加入可能 ※掛金は、契約者の加入時の年齢により異なります。詳細は豊中市のホームページでご確認ください。

ほかにもさまざまな支援があります。
詳しくは「障害者福祉の手引き」をご覧ください。

※「障害者福祉の手引き」は豊中市のホームページからダウンロードできます。

【その他の障害児支援】

- 補装具・日常生活用具の給付・貸与
- 各種施設使用料の割引・減免
- 障害者外出支援サービス事業 など

